

公益社団法人 玉川法人会 広報誌

Tamagawa

公論

たまでんBOARD
第308号 合併号

vol. **58**

2022.3



Contents

- P4 インボイスの登録申請方法
- P8 活動報告
- P9 各支部の活動／お知らせ
- P12 今後のスケジュール

公益社団法人玉川法人会
創立70周年記念 新春講演会
講師 櫻井よしこ
「激動する世界と日本の進路」

いさあ、
いますぐ！

インボイスの 登録申請をしよう



化粧品OEM

豊富な経験と実績によるノウハウを活かし、
貴社オリジナル化粧品を製造。

自社ブランドの展開をご検討中の方、これから化粧品事業に
参入をお考えの方、ぜひお気軽にご相談ください。

粉末、液体、練り状など剤形を問わないものづくりが可能です！

メイクアップ

- ファンデーション
- UV化粧下地
- リップクリーム
- 口紅
- リップグロス
- アイシャドウ etc

スキンケア

- クレンジング
- 美容スティック
- 化粧水
- 乳液
- クリーム
- 美容液 etc

ボディケア

- バスソルト
- ボディスクラブ
- ボディクリーム
- ネイルオイル
- ヘアバーム etc

パウダー

- ルースパウダー
- フェイスパウダー
- 洗顔パウダー
- フットパウダー etc

貴社に合わせた多品種小ロットから大量生産まで
全て自社生産で対応いたします。



ISO 9001, ISO 22716 認証取得
国際規格に基づく方針に従い、全社一丸
となって品質向上に取り組んでいます。

実績と自社工場を持つ化粧品と医薬部外品の受託製造専門メーカーです。

TEL 03-5431-3080 <https://toyo-kasei.co.jp/>

TÖYÖ

東陽化成株式会社
東京都世田谷区駒沢1丁目17-17 真成ビル5階

令和4年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

～電子取引に関する電子帳簿保存法は、2年間の宥恕措置「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～
政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与と比較から継続雇用者給与と比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与と比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、①10万円未満の少額の減価償却資産、②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のもの、については全額損金として処理できる制度、③一括償却資産として20万円までの減価償却資産、について3年間で均等償却できる制度があります。

令和4年度税制改正では、この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期間を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期間が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等

②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いましたが、配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

相続税・贈与税関係

■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度を令和5年12月31日まで2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、500万円ずつ縮小されます。

■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■財産債務調査制度の見直し

財産債務調査の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることとなります。なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調査から適用されます。

■電子取引の電磁的記録の保存への義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存制度に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われる。

記事内容のお問い合わせは…

TIS税理士法人 税理士 **飯田聡一郎**
TEL:03-5363-5958 FAX:03-5363-5449

「さあ、いませぐ!」

インボイスの登録申請をしよう

最近よく耳にする「インボイス」という言葉の意味を皆さんご存じでしょうか？
これは、新たに始まる消費税制度で、普段から私たちが手にしている、請求書や領収書に関わるものです。
今回はこのインボイスの内容と必要な準備についてご紹介していきます。

Q.1

「インボイス制度」って何？

A 売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額を伝えるための新たな制度です

現在、消費税率は8%の軽減税率と10%が混在しており、的確な納税額の計算には商品ごとに適用税率の把握が不可欠です。インボイス制度は、正式名称を「適格請求書等保存方式」といい、この税額計算に必要な適用税率や消費税額が明記された「適格請求書（インボイス）」を採用し、取引の透明性を高めて消費税額を正確に把握するための新制度です。

Q.3

インボイス制度が始まるとどうなるの？

A 制度への対応ができない事業者は取引上不利を被る可能性があります

適格請求書発行事業者はインボイスの発行が義務となり、対応した請求書を発行する会計システムなどの整備が必要です。仮にインボイスを発行できない場合、買い手は売上に係る消費税から仕入に係る消費税を控除できなくなり、負担する納税額が増えます。結果、買い手からその分の値引きを迫られたり、取引自体を断られるなど、取引上の不利を被ることが想定されます。

「インボイス制度について知っておきたい点」

- ・インボイス制度は令和5年10月から始まります。
- ・令和5年10月からインボイスを発行するには、令和5年3月末までに登録が必要です。
- ・e-Taxでの登録がスムーズです（書面の場合1カ月程度、e-Taxの場合2週間程度）。
- ・令和5年3月に近づくにつれて混雑する見込みです。早めのご登録をお願いします。
- ・登録がギリギリの場合はお得意先に迷惑をかける可能性があります。
- ・インボイスがないと、買い手は消費税の仕入税額控除ができなくなります。
- ・インボイスを発行しないと、値引きの強要や取引から排除される可能性があります。
- ・インボイスを発行するには、課税事業者が事前に登録する必要があります。
- ・登録は関与税理士でも可能です。

Q.2

令和5年10月から何が変わるの？

A 消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必須になります

現在は、売り手が発行する請求書や領収書を保存し、帳簿に記載すれば消費税の仕入税額控除が可能です。しかし、制度が始まる令和5年10月1日から、従来の請求書や領収書では原則として仕入税額控除を受けられなくなります。インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるには、事前に所轄税務署へ登録申請書を提出する必要があります。

Q.4

インボイスを発行するにはどうしたらいいの？

A 課税事業者は早急に事前登録申請を！免税事業者でも任意での選択が可能です

インボイスには適格請求書発行事業者の登録番号の記載が必須であり、この番号は登録申請後に所轄税務署から交付されます。インボイスの発行は消費税の課税事業者に限られます。現在、免税事業者でも課税事業を任意に選択することで申請が可能です。ただし、登録を受けた後は、課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の申告が必要になります。

登録申請の流れ

やってみたのは……

玉川法人会 副会長
松浦政幸さん

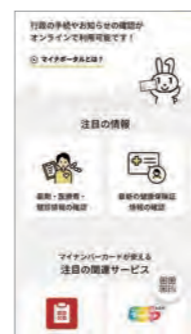


必用書類が揃えば
PCとスマホで
簡単に申請できる！

まずは、事前準備



1 スマホ・PC・マイナンバーカードを準備
法人番号（国税庁法人番号公表サイトから検索）、e-Taxの利用者識別番号も事前に把握



2 「マイナポータル」をダウンロード
スマホからアプリをダウンロードしておくとこの後の流れがスムーズに



3 PCからe-Taxソフト（WEB版）へ
手順に沿って初期設定を行い、利用者情報を入力する



4 スマートフォンでQRコードを読み取る
マイナポータルアプリから、PCの画面に映るQRコードを読み取れば、事前準備完了

次にマニュアルを入手



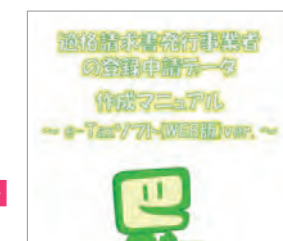
1 国税庁HPへ移動
「消費税のインボイス制度」をクリック



2 インボイス制度公表サイトへ
「申請手続」をクリック



3 申請手続き画面へ
<操作マニュアル>項目の「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Taxソフト（WEB版）」をクリック



4 マニュアルの入手完了
ここから先は、マニュアルの手順にそって進めるだけ。ゴールまであと少し！

あとはマニュアル通りに進めるだけ

- 1 国税庁HPトップページへ
- 2 インボイス制度公表サイトへ
- 3 e-Taxソフト（Web版）へ
- 4 ログイン
- 5 申告・申請・納税 [新規作成]
- 6 「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）（令和3年10月1日～令和5年9月30日）」を選択
- 7 氏名・フリガナ等の必須項目と法人番号を入力
- 8 電子署名の付与（カードタイプの電子証明書を選択）
- 9 送信
- 10 受信通知の確認

「不明点があった場合の問合せ先」

e-Taxの操作関係

e-Tax作成コーナー
ヘルプデスク
0570-01-5901

インボイス制度全般

軽減、インボイス
コールセンター
0120-205-553

国税庁HP
インボイス公表サイト

インボイス制度の
対応に関するQ&A



思っていたよりも簡単にできました



登録申請をした感想

仕事でパソコンを使う機会も少ないという松浦さん。「普段は税務関係を税理士さんに任せているので、やる前は難しいのかなと思っていました。スマホを使った電子証明書の読み取りに少し苦労する方もいるかもしれませんが、そこが済めば後は画面に表示される必要事項を入力するだけです。作業としては15分もかからないし、何よりも書類にいろいろと書いて送るといった手間がない点が嬉しいですね」

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

登録を予定されている方／

もう
始まっています！

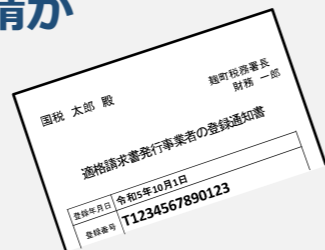
多くの事業者の方が登録申請をされてます！

早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。

インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。

登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度説明会
申込受付中！

インボイス制度が
始まったら
どう変わるの？

その疑問に
お答えします！

オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に関する情報



説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス コールセンター
電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

委員会活動報告

坂東会長と、玉川税務署・吉田署長とともに賞状を手記念撮影

令和3年度 納税表彰贈呈式



令和3年度 納税表彰式

去る11月22日、玉川税務署において令和3年度の納税表彰贈呈式が挙行政され、当会より4名の方々が受賞されました。受賞された方々は、納税意識の高揚と税務知識の普及に貢献されるなど、永年にわたり税務行政に積極的に協力してこられた功績が高く評価され、栄えある表彰を受けられました。皆様、誠にありがとうございます。心よりお祝い申し上げます。
(玉川法人会事務局)



署長表彰
8支部長 上平亮さん
署長表彰
10支部長 鈴木康二さん
署長感謝状
12支部長 橋本文子さん
署長感謝状
女性部会 副部会長 松野京子さん

献血活動



「税を考える週間」の昨年11月15日、二子玉川パースモール内の町会会館にて、玉川法人会主催の献血活動が行われました。社会貢献活動として、日本赤十字社ご協力のもと実施致しました。税務署職員の皆様をはじめ、多くの会員の皆様などにご協力いただいたおかげで、無事に終了することができました。皆様、お忙しい中活動にご協力いただき、誠にありがとうございました。

(社会貢献・公益事業推進委員長 村田宣政)

創立70周年記念 新春講演会 &懇親会

1月18日、二子玉川エクセルホテル東急にて、創立70周年記念新春講演会が行われました。180名が参加したこの日は、ジャーナリスト・国家基本問題研究所理事長の櫻井よしこ氏をお招きし、『激動する世界と日本の進路』と題したご講演をいただきました。



創立70周年記念新春講演会のあとに行われた、懇親会の様子。終始楽しい時間となった

「税を考える週間」講演会

昨年度はコロナ禍のため中止となった講演会ですが、今年度はZoomによる配信を併用する形式で無事に開催できました。「税を考える週間」講演会は昨年11月12日、いであ(株)GEカレッジホールにて130名が参加し、『今後の日本経済、景気を読み解く』と題して経済評論家の上念司氏にご講演いただきました。ご指導とご協力をいただいた関係者の方々に深く感謝申し上げます。

(研修委員会 尾沼明)



ゴルフコンペ

【ゴルフ同好会】

3月1日、ゴルフ同好会のコンペが、名門・東京よみうりカントリークラブで20名の参加者たちとともに新ペリア方式で実施されました。吉田幹夫様がエージシュート85歳でOUT44、IN41でした。おめでとうございます。年内にあと一回開催予定なのでご参加ください。

(ゴルフ同好会代表幹事 鈴木準之助)



健康セミナー

【10支部】

昨年12月28日、もつ焼き芝浦にて健康セミナーが行われました。なごみ鍼灸接骨院代表の三田竜治さんによる「肩こり・腰痛・膝痛のメカニズムと改善方法」の講演は、自身の身体と向き合う良い機会となりました。ストレッチやトレーニング方法も教わることができました。

(広報委員 笹木靖司)



インボイスセミナー

【7支部】

昨年12月3日に行ったセミナーは15名が参加されました。鈴木上席国税調査官が講師となり、インボイスについての専門的な内容のお話を聞くことができ、とても良い時間となりました。お土産に「甘吉」特性のサンドウィッチをいただき、皆様笑顔で帰られました。

(広報委員 齊藤浩司)



青年部トップランナー 研修会

【青年部会】

2月25日、総合格闘家である中井祐樹先生を講師にお招きし「揺れない心で生きる」をテーマに、世田谷区民会館とオンライン配信にて研修会を行いました。中井先生の考え方や実践での取り組みを通じて、コロナ禍でも前向きに捉えることや実行することの大切さを再認識しました。

(青年部会長 豊嶋啓聡)

事務局からのお知らせ

令和4年2月1日付にて、事務局に高瀬参子(タカセミツコ)が入社しました。当面週3日(基本月・水・金)の勤務です。どうぞよろしくお願いいたします。
鈴木幸枝が33年間の勤務満了となり、令和3年11月をもって退職いたしました。

会費納付ご請求について

玉川法人会の会費納付ご請求は4月及び10月の2回となっております。4月22日(金)が口座引落日になりますので、よろしくお願いいたします。
※ご指定の金融機関により口座引落日は異なる場合がございます。
※年払いの会員様は4月のみの引落しとなっております。

会報誌の配布先募集

玉川法人会の会報誌を置いていただける企業様を募集しております。詳しくは事務局までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

支部・部会・同好会の活動

< 令和3年度補正予算 >

生産性向上に 取り組む皆様へ

生産性革命推進事業のご案内

ものづくり・商業・サービス補助金

✓ 最大2,000万円の設備投資補助

持続化補助金

✓ 最大200万円の販路開拓等補助

IT導入補助金

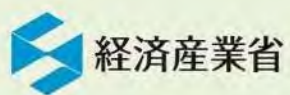
✓ 最大350万円のITツール導入補助
(別途PC等の購入も支援)

事業承継・引継ぎ補助金

✓ 事業承継・引継ぎに係る取組を
最大600万円補助

の御案内です

詳しくは次ページ



ものづくり・商業・サービス補助金

*赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行います(最大1,250万円、補助率2/3)。
*グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます(グリーン枠)最大2,000万円・(デジタル枠)最大1,250万円、補助率2/3)。

*補助対象：革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等

*補助上限額と補助率：

右表参照

*開始時期：10次公募(2月中旬に公募開始予定)からの実施を予定

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
通常枠		1/2(※2)
回復型賃上げ・雇用拡大枠(※3)	750万円、1,000万円、1,250万円	2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円	

(※1)従業員規模により異なる (※2)小規模事業者・再生事業者は2/3 (※3)給与支給総額を年率平均1.5%以上増加かつ事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる赤字事業者が対象

持続化補助金

*赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む事業者や、事業規模の拡大に取り組む事業者向けに特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます。

(成長・分配強化枠)最大200万円、補助率原則2/3(赤字事業者の場合には3/4)

*後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業を支援する特別枠、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する特別枠を創設し、上限額を引き上げます。

(新陳代謝枠)最大200万円・(インボイス枠)最大100万円、補助率2/3)

*補助対象：小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等

*補助上限額と補助率：

右表参照

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3 (成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4)
成長・分配強化枠 (賃上げ(事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる事業者が対象)や事業規模の拡大)	200万円	
新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者の新たな取組)	200万円	
インボイス枠 (インボイス発行事業者への転換)	100万円	

*開始時期調整中

IT導入補助金

*インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助等を行います。

*補助対象：ITツール※、PC、タブレット、レジ等

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

*補助上限額と補助率：

ITツール ~ 50万円(補助率3/4)

50~350万円(補助率2/3)

PC、タブレット等 10万円(補助率1/2)

レジ等 20万円(補助率1/2)

*開始時期調整中

事業承継・引継ぎ補助金

*事業承継・引継ぎに係る取組を、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援します。

*補助対象：

- ・事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する設備投資等
- ・事業引継ぎ時の専門家活用費用等
- ・事業承継・引継ぎに関する廃業費用等

*補助上限額と補助率：

(補助上限額)150万円~600万円

(補助率)1/2~2/3

*開始時期調整中

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス補助金：中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 (03-3501-1816)
- ・持続化補助金：中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (03-3501-2036)
- ・IT導入補助金：中小企業庁 経営支援部 経営支援課 (03-3501-1763)
- ・事業承継・引継ぎ補助金：中小企業庁 事業環境部 財務課 (03-3501-5803)

[お問い合わせ]

発行／公益社団法人玉川法人会 編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会

事務局／東京都世田谷区玉川2丁目1番15号

TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992 <https://www.tamagawa.or.jp>

今後のスケジュール

4月

28日(木) **決算法人説明会**
13:30 玉川税務署

5月

13日(金) **決算法人説明会**
13:30 玉川税務署

18日(水) **新設法人説明会**
13:30 玉川税務署

※上記は2022年3月1日現在のものです。 ※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、中止または変更になる場合があります。
※最新情報は、玉川法人会ホームページをご確認ください。

公益社団法人 玉川法人会の
発展をお祈り申し上げます



玉川間税会

会長 大塚繁夫

〒158-0095 世田谷区瀬田5-19-3

(株)大塚園内

TEL / FAX 03-3708-0636

玉川間税会へのご入会を
お待ちしております。